

○委員長（井上宜久）

再開いたします。

午後 3 時 5 5 分

○委員長（井上宜久）

ただいまから議案第 17 号 平成 26 年度開成町水道事業会計予算を議題とします。

早速、水道事業会計の歳入歳出予算について、詳細質疑を行います。

質疑をどうぞ。

高橋委員。

○2 番（高橋久志）

ちょっと気になる点で質問させていただきたいと思います。水道事業の予算書説明資料の 78、79、私の質問は、今回、非常用飲料水購入として全世帯に配布すると、今までにない形だと認識をしております。この目的は、具体的に言うと何なのかというのが一つございます。

あわせて、町の水道ですから、ジア塩素酸で滅菌されて塩素が注入されていると、水道水の関係では。一般の水を売っているところは、それなりの処理をして販売をしているわけですけれども、家庭においては水道水を使うわけですけれども、保存はどのぐらいを見込んでいるのか。ある程度の保存というものはあると思うのですけれども、これは、これを導入すると同時に使い方とか、そういうものをきちんと PR して、災害等を含めて、保存期間はこうですよと、これなりに交換をしてくださいますとか、こういったものが必要だろうと思うのですけれども、その辺を含めて答弁をいただきたい。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

今回、災害用の飲料水袋を配布ということで全戸配布を予定しておりますが、この配布の目的というのは災害への備えというのが一番でございます。それで、現物は持ってきてあるのですけれども、いつも防災訓練のときに自治会で給水の訓練を伺っているときには紹介はさせていただいているのですが、こういうものが非常用の飲料水の袋になっています。それで、リュックになる、背負えるようにここに紐がついていて、容量的には 6 リットル入ります。それで、1 日に 1 人当たり 3 リットル、お水が必要だというデータが出ておまして、6 リットルでは少ないのですけれども、少しでも備蓄の足しにさせていただきたいという思いから、今回、配布の検討をして予算に計上させていただきました。

普通のペットボトルのお水は、そのまま常温でも賞味期限が何年ももつように加工がされていると思うのですが、水道水は塩素だけで消毒しているため、1 週間ぐらいが取りかえの目安というところがございます。やはり塩素が抜けてしまうと、

そこからばい菌が入ってしまうこともありますので。保存方法としては、ペットボトルだったら空気を入れないように上までしっかり満タンに入れてキャップをして保存していただいたほうが、より効果があるということで伺っています。

これを配るときには、昨日、3月11日で3年を迎えた東日本大震災がありましたけれども、配る時期は3月を検討しています。使い方は、これを配るときに、取り扱いの説明書を一緒に入れて皆様に配布する予定です。

以上です。

○委員長（井上宜久）

茅沼委員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。

全戸配布といいますけれども、自治体加入の世帯だけ、それとも自治会に入っていない方のところまでも配布できるように配慮されるのですか。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

今、給水の契約をしている世帯が6,500、600、あるのですが、予算的には袋1枚380円ぐらいするのですけれども、7,000世帯、7,000枚を予算計上してあります。ですから、自治会に入っていない方についても給水の契約をされていますので、そちらの配布も一緒に出します。

以上です。

○委員長（井上宜久）

ほかに、ございませんか。

山田委員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。

今の関連なのですけれども、7,000袋ということで理解したのですが、例えば、それを、うちの家族であれば、それ一つでは足りないから買いたいのだよといった場合、購入ができるのかどうか。当然、これ一袋使ってみて便利がよければ、配布だけで終わらないで、そこを強化するという部分では、便利性があるのであれば販売してでも、要は、震災が起きる前に備蓄を増やすという意味では有効だと思うので、そこら辺の販売はあわせて考えているのかどうか、そこをよろしく願います。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

販売を町でするところまでは、今のところは考えてございません。ただ、私も、ちょっと、そういうものに興味があって見たときに、個人でも買えるようなものも同じような形で販売があったので、ご紹介させていただいて、欲しい方がいらっしゃったら、ご負担ですけれども、個人でそろえていただければとは思いますが、町での販売までは考えていません。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。

今回、配布をするというのは、ある意味、きっかけづくりだと思うのです。当然、これ、いろいろなところで販売はしていると思うのです。しかし、当事者にとっては危機感というのが余りないので、大丈夫だということで、そういう備えというのをしていないと思うので、そこに着目して、3リットルかもしれないけれども、配布してまでも波及させようというところが出ているわけですから、そこで満足するのではなくて、その先に行政としてやっていくべきではないのかなというところをすごく今、感じましたので。

何のために配るのかと。例えば、予算が余っているから配るのではなくて、そこには狙いというものがあると思いますので。その部分で、常に、水だけにかかわらず、備蓄というものを印象づけて、減災ではないですけれども、震災が起きたときには乗り切るとい、自分独自で乗り切るといものが啓発の中で必要ではないのかなと思うのですが。今回、予算の中では袋の部分で言っているのですが、そこら辺、今日のこの場での提案にはなるのかもしれないのですけれども、考え方がありましたら答弁をよろしくお願いします。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

水道事業者としての立場になりますけれども、おっしゃるとおり、やはり災害時、水の確保というのは非常に重要なことでございますので、日ごろから、水道から出た水に限らず、購入されたペットボトルでもいいのですけれども、備蓄をしていただく意識づけにさせていただくというのは非常に重要なことかというふうに考えておりますので、そういう方向でのPRも検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。

ぜひ、その点は、よろしく申し上げます。

あと、気になるところなのですが、365ページの建設改良費、工事請負費の中

で、5点について工事の内容、工事の延長という形で明記はされております。予算については1,930万ということで、場所等は詳細の中でわかるのですが、牛島の部分の町道235号線、道路改良工事というのをを行う中で、工作物補償とか、そういうのがあるのですが、そこら辺の絡みの中で、今回、水道の建設費というのは計上されていないみたいなのですけれども。

説明の中では、田植えの時期が終わって稲刈りが終わって、10月ぐらいから工事を進めていきたいような説明があったと思いますので、そこら辺の絡みの中で、河川の上の部分、要は、カルバートを敷設するということで、水道管の部分が絡んでくるのではないのかと思っているところなのですが。今回、予算の中では建設改良費の予算が上げられていないみたいなのですが、そこら辺の計画というのですか、そこら辺、漏れているのか、補正で対応するのだという考え方なのか、そこを確認したいと思います。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

235号線の工事に伴う水道管の関係については、現在のところ、水道事業者として予算計上をする必要のある工事であるとは考えておりません。

○委員長（井上宜久）

ほかに。

菊川委員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

簡潔に2点ほど、お伺いいたします。336ページです。12款の資本的支出の目の1、配水施設整備工事費7,447万3,000。これ配水管布設替工事費等とありますが、現在、町内において耐用年数を過ぎてしまったような配水管というのは全体のどれぐらいあるのか、お聞かせください。

それから、もう1点。359ページなのですけれども、節の01の有形固定資産減価償却費です。ここの一番下に工具器具及び備品とありますが、これの詳細についてお伺いしたいということと、もう一つ、その下の224万1,000円のところの有形固定資産除却費が構築物と機械及び装置とありますが、この2点については、もう完全に除却してしまうものなのかどうかということと、何が該当するのかをお聞かせください。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（井上 昇）

上下水道課、井上です。

水道管の耐用年数なのですが、開成町の水道管で一番古いのが、今、40年たったものが一番古くなってございます。なので、水道管の耐用年数は50年というと

ころでございますので、まだ耐用年数を過ぎているのはありません。ただ、管、お水を常に流しているのです、さび等、腐食が進んでいるかとは思われます。

以上です。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

固定資産除却費の224万1,000円の有形固定資産除却費の構築物ですけれども、こちらは下水道工事に伴う布設がえをするときに発生するもので、26年度は2件あります。これは、給水管とか配水管とか、そういう管渠になります。下の有形固定資産除却費、こちらの機械及び装置につきましては、高台第2浄水場の計装盤の更新工事などを26年度に行うのですけれども、こちらの浄水場の装置についての更新というか、古くなってしまったものについて除却をするということで、完全にここでなくす、古いものは除却するというので、この224万1,000円の計上でございます。

工具器具及び備品については、ちょっと調べさせていただいて、後でお答えいたします。すみません。

○委員長（井上宜久）

そのほか、ございませんか。

すぐわかれば、ここでけりをつけたいと思います。無理。（「ちょっと下まで調べに…」の声あり）では、後日、報告をさせていただきます。

山田委員、どうぞ。

○8番（山田貴弘）

山田貴弘です。

今の関連の中で、有形固定資産除却費という部分で、要するに、これ金額が出ているわけではないですか。それだけの資産価値があるものを除却するという考えでなったときに、要は、これは実際、形としては、帳簿上では残っているのだけれども、機能がしなくなったために、やむを得ず除却するという判断でいいのですよね。実際は、帳簿上では、まだ耐用年数があって、本来使えるものなのだけれども除却をするという解釈でいいのですか。それ、ちょっと確認をお願いします。

○委員長（井上宜久）

上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（岩本美樹）

上下水道課の岩本です。

下水道工事に伴っての布設がえの管なので、耐用年数については、まだあるものがございます。それを変えることによって、帳簿上にまだ耐用年数が残っているものを捨ててしまうという考えから、このところに計上させていただいているものがございます。

下も、計装盤の更新工事とか。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

あくまでも構築物、機械の更新ですので、山田委員のおっしゃるとおり、耐用年数が残っているものであっても、それを除却して更新をしてしまうということになりますから、そのための除却ということになります。

○委員長（井上宜久）

山田委員。

○8番（山田貴弘）

それはわかります。ということは、例えば、それが壊れてしまって、要は、サービスの提供ができないといけないということで、資産というのですか、原価この上にのっかっている金額を残して新しいものと交換するというのがシステムだよというわけなのですか。では、仮にそうであれば、例えば、耐用年数が5年とした場合に、そこら辺のタイムラグがあるのであれば、今後については、例えば4年とか、そういうので除却のやり方をしていかななくてはいけないのかなという。まだ資産として価値があるのに、今回、除却費として上げられているので、経理上の問題だと思うのですけれども、そこら辺がちょっとわからないので。

○委員長（井上宜久）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

山田委員もご存じのとおり、償却資産については、あくまでも法定耐用年数といったものがございますので、償却の率をこちらで変えることはできないわけです、そのものについては。ですから、あくまでも、それに基づいて定額で償却していくわけですけれども、仮に耐用年数を過ぎたとしても、いわゆる残存価格としては0にはならないわけです。残存価値が残りますので。最終的には、それを除却すると。その前に更新をすると、更新をしなければいけないということになった場合には、途中での残存価値を除却して新しいものに更新し、新たなものに置きかえるという形になります。

○委員長（井上宜久）

ほかに質疑がないようでありますので、以上で議案第17号 平成26年度開成町水道事業会計予算について、質疑を終了します。

なお、明日3月13日は15時より開催いたしますが、委員の皆様におかれましては13時30分に全員協議会室にお集まりください。なお、全会計において詳細質疑が終了いたしましたので、明日の説明員の方の出席は結構です。

これにて本日の予算特別委員会は散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後4時16分 散会